

# 八代市原油高騰対策運送事業者等緊急支援事業

市民の日常生活や産業活動を支える物資の運送等について、原油価格高騰の影響を受けている事業者に対し、燃料費相当の一部助成を行うことでその維持を図り、市民生活の安全安心の確保につなげることを目的とした事業です。



## 1. 申請・受付期間

令和4年12月16日（金）～ 令和5年2月28日（火）

※1事業者につき、1回のみ申請となります

## 2. 交付対象事業者

市内に事業所等を置く中小企業又は個人事業者（※）で、以下の対象事業を営み、申請要件を満たすもの。

※資本金3億円以下又は常時使用する従業員が300人以下のいずれかを満たす会社・個人

### 【対象事業者】

- ①貨物自動車運送業（貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する事業）
- ②自動車運転代行業（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業）

## 3. 交付額

申請日時点で交付対象者が所有する事業用車両であって、車検証の使用の本拠地が市内の住所となっている車両（リース含む）

区分		支援金
①	普通貨物自動車 緑ナンバー	40,000円/台
②	小型貨物自動車 緑ナンバー	30,000円/台
③	小型貨物自動車（軽） 黒ナンバー	20,000円/台
④	随伴用登録車両 —	20,000円/台

（裏面へつづく）

## 4. 申請に必要な書類

### 【すべての事業者】

- 支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 交付対象車両一覧（様式第2号）
- 交付対象車両全ての車検証の写し
- 支援金の振込口座が確認できる通帳等の写し
- 八代市市税納税証明書（原本）
- 免許証や健康保険証など本人確認ができる書類（個人事業主のみ）



### 【貨物自動車運送事業者】

- 貨物自動車運送事業の許可証又は届出証の写し
- 個人事業者の場合、令和3年確定申告書の写し

### 【自動車運転代行業者】

- 公安委員会からの運転代行業の認定書の写し
- 対象車両すべての写真（ナンバープレートと車体に掲示する認定番号が写っているもの）

## 5. 支援金交付までの流れ

### 補助金申請

支援金交付申請書兼実績報告書に必要な書類を添付して郵送又は持参にて提出。



### 受理・審査 決定通知

市で提出された書類の内容を審査し、「支援金交付決定通知書」又は「支援金不交付決定通知書」を申請者に送付。（支援金請求書同封）



### 補助金交付

市で請求書の内容を確認し、請求書の記載口座に振り込み。

※申請からお振込みまで、1ヶ月程度かかります

## 6. 申請・問合せ先



〒866-0861

熊本県八代市松江城町1-25（本庁舎4階）

八代市役所 商工・港湾振興課 工業振興係

（TEL）0965-33-8513 （FAX）0965-33-4516